

決議 1769 (2007)

2007年7月31日、安全保障理事会第5729回会合で採択

安全保障理事会は、

スーダンに関する安保理の従前の全ての諸決議および議長諸声明を想起し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全、ならびに平和への目標に対する強い公約を再確認し、その主権を完全に尊重しながら、スーダンのダルフルにおける様々な問題に取り組むことを援助するために、スーダン政府とともに働く安保理の決意を表明し、

2007年6月22日のアフリカ連合平和・安全保障理事会の第79回会合におけるコミュニケと同様、2006年11月30日にアブジャで開催されたアフリカ連合平和・安全保障理事会の第66回会合におけるコミュニケで了とされた、2006年11月16日のダルフルにおける情勢に関するアジスアベバ＝ハイレベル協議の結果を想起し、アジスアベバおよびアブジャ合意を了とする2006年12月19日の議長声明を想起し、これまでの進捗状況を歓迎し、それらが遅延なく全ての当事者によって完全に履行されること、およびすべての当事者がアフリカ連合スーダン・ミッション(AMIS)、そして、国際連合より支援と指揮、統制組織が提供されるダルフルにおける共同展開に対する国際連合軽量および重量支援パッケージの即時展開を促進することを呼びかけ、平和と安全の維持に関連する事項の国連と地域的取極間の協力は、国際連合憲章に規定される集団安全保障の不可分な箇所であることを想起し、

女性、平和および安全に関する決議1325(2000)、人道援助および国連職員に関する決議1502(2003)、武力紛争下の子どもに関する決議1612(2005)の従前の安保理諸決議およびそれに続く武力紛争下の子どもに関する安全保障理事会作業部会のスーダンの武力紛争当事者に関連する結論(S/2006/971)、ならびに武力紛争下における民間人の保護に関する決議1674(2006)を再確認し、同様に2007年6月16日から17日に行なわれたアジスアベバおよびハルツームでの安保理ミッションの報告書を想起し、

2007年6月5日の事務総長およびアフリカ連合委員会議長の報告書を歓迎し、

これに関連して、2007年6月12日のアジスアベバにおけるスーダン政府とAU/国連のハイレベル協議との結論において詳細にされ、6月17日のハルツームにおけるスーダン大統領との理事会会合で完全に承認されたように、共同展開がダルフルにおいて展開されるとのスーダンとの合意を賞賛し、

共同展開は、アフリカの性格を支配的なものとし、兵力は、可能な限り、アフリカ諸国から提供されるべきであるとするアジスアベバ合意を想起し、

AMISの好結果の展開に対するアフリカ連合の努力、さらにその展開を支援した加盟国および地域機構の努力を賞賛し、国際連合軽量および重量支援パッケージに支援されるように、ダルフルと和平合意の履行を職務権限の終了まで援助するAMISの必要性を強調し、スーダン政府に対し、AMISの職務権限の適切な遂行のため全ての障害除去を援助することを求め、AMISの職務権限を2007年12月31日まで6カ月を超えない範囲で追加的な期間延長するという6月22日のアフリカ連合平和・安全保障理事会の第79回会合のコミュニケを想起し、

AMISに必要な財政的、後方支援および他の支援と援助を準備するための緊急の必要性を強調し、

ダルフルでの国際連合本部およびアフリカ連合委員会本部における後方支援措置の整備、軍と警察の創成努力、基本的な活動方針を完成するための事務総長とアフリカ連合議長による進行中の共同努力を含む、ダルフ

ールにおける共同展開のための継続している準備を歓迎し、さらに、共同展開の効果的な運営を確保するために、適切な財政的および行政的手続が確保されるようにとられた行動をさらに歓迎し、
ダルフールにおける永続的な政治的解決および持続的な安全のためには、ダルフール和平合意が基盤を提供しているという信念を繰り返し表明し、同合意が署名者によって完全に履行されていないこと、またダルフールにおける紛争の全ての当事者によって署名されていないことを憂慮し、即時の停戦を呼びかけ、全ての当事者に対し同合意の履行を妨げるようないかなる行動もとらないよう促し、2007年7月15日から16日にトリポリにおいてアフリカ連合と国際連合特使により開催されたダルフール情勢に関する二度目の国際会議のコミュニケを想起し、

ダルフールにおける共同展開に関する事務総長およびアフリカ連合委員会議長の報告書ならびに2007年2月23日の事務総長報告書に示されるような、民間人および人道援助職員への継続した攻撃、および継続しかつ広範な性的暴力に対して強い憂慮をもって留意し、そのような罪を犯した者を訴追する必要性を強調しスーダン政府にそれを行なうよう促し、これとの関連でダルフールにおける全ての人権侵害および国際人道法違反に関する安保理の非難を繰り返し表明し、

人道援助職員の安全と必要としている人々へのアクセスに対して深い憂慮を繰り返し表明し、ダルフールにおいて必要としている全ての人々に対する人道援助職員の完全な、安全な、そして妨げられないアクセス、ならびに、とりわけ国内避難民および難民に対する人道援助の提供、を確保できていない紛争当事者を非難し、ダルフールにおいて多くの市民が避難民となっているため、持続的な停戦および包括的な政治プロセスが達成されるまで、人道的な努力が優先課題であることを認識し、

空爆およびそのような攻撃において用いられる航空機が国際連合標識の使用をしてはならないことを要求し

ダルフールにおける継続した暴力は、同地域と同様にスーダンの他の地域にさらなる悪影響を与えるのではないかという安保理の懸念を再確認し、ダルフールにおける長期的な平和を達成するために地域の安全状況に焦点を当てる必要があることを強調し、スーダンおよびチャド政府に対し、2006年2月8日のトリポリ合意およびそれに続く二国間合意の遵守を求め、

スーダンのダルフールにおける状況は国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていると認定し、

- 1 ダルフール和平合意の早期かつ効果的な履行および第18項に予見される交渉の結果を支援するため、本決議に定められるようにまた2007年6月5日の事務総長およびアフリカ連合委員会議長の報告書に従って、12カ月の初動期間で、ダルフール国連AU合同ミッション(UNAMID)の設立を承認かつ委任することを決定し、UNAMIDの職務権限は、2007年6月5日の事務総長およびアフリカ連合委員会議長による報告書の第54項および第55項に規定されるべきであることを、さらに決定する。
- 2 AMIS要員およびAMISへの国連重量および軽量支援パッケージを編入すべきUNAMIDは、360人の軍事監視および連絡官を含む19,555人までの軍事要員、および3772人までの警察官そして各々140人までの要員から構成される19の編成された警察官団を含む文民部門から構成されるべきことを決定する。
- 3 ダルフール問題へのAU=国連合同特別代表としてロドルフェ・アダダおよびマーティン・アグワイ軍司令官が任命されたことを歓迎し、事務総長に対し、AMISからUNAMIDへの一貫した権限委譲を確保するために、必要な指揮統制組織の展開を即時に始めることを求める。
- 4 全ての当事者に対し、AMISに対する国連軽量および重量支援パッケ

ージの完全な展開およびUNAMIDの準備を緊急に促進することを求め、加盟国に対し、本決議の採択後30日以内にUNAMIDへの拠出金を完了させ、事務総長およびアフリカ連合委員会議長に対し、同期限内にUNAMIDの軍事部門の最終的な構成について同意することをさらに求める。

5 次のことを決定する。

(a) UNAMIDが、2007年10月までに、作戦指令を実施する必要な管理および指揮ならびに統制システムを含む、本部の初期の作戦能力を確立し、AMISに展開する全ての要員に対する部隊経費をまかなうための財政的措置を設立すべきこと。

(b) 2007年10月時点で、UNAMIDは、以下の(c)項従って権限の即時委譲を可能にし、その職務権限と資金の下でその任務を遂行するために、軽量支援パッケージ、現在AMISに展開している要員、重量支援パッケージおよびその日までに展開されるであろう共同展開要員に対する活動司令権限を引き受けるための準備を完了すべきこと。

(c) できるだけ早くかつ2007年12月31日以前に、その職務権限の全ての要素を履行することを可能にするためUNMIDに許された必要な残り全ての任務を完了したUNAMIDが、その後できるだけ早く十分な指揮能力と兵力を達成することを目的としてAMISより権限受け継ぐこと。

6 事務総長に対し、本決議の採択後30日以内にまたその後30日ごとに、UNAMIDへの財政的、後方支援的、行政的措置の状況および完全な指揮能力達成へのUNAMIDの進展の拡大を含む、第5項に規定された措置のUNAMIDの履行状況について、安保理に報告することを要請する。

7 平和維持の基本原則に従って、単一の指揮であることを意味する、指揮統制の統一化を決定し、指揮統制組織および支援は国連により提供されることをさらに決定し、この文脈から、11月16日のダルフル情勢に関するアジスアベバハイレベル協議の結論を想起する。

8 兵力および要員の創出ならびに管理は、2007年6月5日の事務総長およびアフリカ連合委員会議長の報告書第113項から第115項に設定されたように実施されるべきことを決定し、事務総長に対し、資金調達および効果的な財政管理ならびに監査手続きに関する勧告の総会への提出を含むUNAMID展開への実務的措置を遅延なく行なうことを要請する。

9 UNAMIDが、ダルフルにおいて、和平合意そして決議1556(2004)第7項および第8項により課せられた措置に違反して武器又は関連物資が存在しているかどうかを監視するべきことを決定する。

10 全ての加盟国に対し、全ての要員ならびにダルフルのUNAMIDの排他的使用のための車両および予備部品を含む装備、食糧、必需品および他の物資の、スーダンへの自由な、妨害されないそして迅速な移動を促進することを求める。

11 AMISに必要な財政的、後方支援的そして他の支援を活かすことが緊急の必要であることを強調し、加盟国と地域機構に対し、とりわけUNAMIDへの移行期間中における追加の二大隊の早期展開を可能にするために、追加支援を提供するよう求める。

12 UNMISの許可された兵力は、第5項(c)に従って、AMISからUNAMIDへの権限委譲に伴い、決議1590(2005)に特定されたものに戻ることを決定する。

13 ダルフル紛争の全ての当事者に対し、全ての敵対行為を即時に停止し、持続的かつ永続的な停戦を公約するよう求める。

14 AMIS、民間人、人道援助機関およびその職員や資産また救援物資運搬車への敵対行為および攻撃の即時停止を要求し、ダルフル紛争の全ての当事者に対し、AMIS、民間人、人道援助機関およびその職員や資

産また救援物資運搬車に全面的に協力し、AMISおよびUNAMIDに対する国際連合軽量および重量支援パッケージの展開に対して全ての必要な援助を与えることをさらに要求する。

- 15 国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、
 - (a) UNAMIDは兵力の展開する地区においておよびその能力の範囲内で、以下のために必要な行動をとる権限が与えられることを決定する。
 - (i) その要員、設備、施設、装備を保護し、その要員および人道援助職員の安全および移動の自由を確保すること。
 - (ii) スーダン政府の責任に不利益を与えず、ダルフルール和平合意の早期かつ効果的な履行を支援し、その履行の中断と武力攻撃を防ぐこと。
 - (b) アフリカ連合委員会の議長と協議の上、事務総長およびスーダン政府に対し、国際連合要員および関連要員の安全に関する条約に基づく法的保護の範囲に関する総会決議58/82ならびに人道援助要員の安全および防護および国際連合要員の保護に関する総会決議61/133を考慮して、UNAMIDとの地位協定を30日以内に締結することを要請し、そのような協定の締結まで、その国において活動するUNAMID要員については、1990年10月9日付けのモデル地位協定(A/45/594)を、暫定的に適用すべきことを決定する。
- 16 事務総長に対し、戦略の進展と性的搾取および虐待を含む全ての違法行為を防止し、身元を明らかにし、対応する適切な手続き、そして要員の違法行為を防止し、国際連合の行動指針を完全に履行することを確保するための訓練の拡大を含む、国際連合の性的搾取と虐待に対するゼロトレランス政策をUNAMIDが実際に履行することを達成するための必要な措置を講じ、性的搾取および性的虐待からの保護についての特別措置に関する事務総長告示(ST/SGB/2003/13)に従って全ての必要な措置を引き続き講じ、安保理に対して報告を続けることを要請し、兵力提供国に対し、展開前の啓発活動、そしてAU保護下で以前展開していた軍に対しては、展開後の啓発活動を含む、適切な予防行動を講じること、および自国の要員が関与するそのような行動の際には、完全なアカウンタビリティを確保するための懲戒行為および他の行為を講じることが促す。
- 17 全ての関連する当事者に対し、ダルフルール和平合意の履行においては子どもの保護が表明されていることが確保されることを求め、事務総長に対し、子どもの状況について継続したモニタリングと報告および子ども兵の徴用および使用ならびに子どもに対するその他の違反を終了させるための期間を定めた行動計画の準備に向けて、当事者との継続した対話を確保することを要請する。
- 18 ダルフルール紛争の軍事的な解決は可能ではないことを強調し、スーダン政府および他のいくつかの当事者が、安保理が完全に支援する、ダルフルール問題に関する国際連合特使およびアフリカ連合特使による、ロードマップに規定された期限に従った、仲介の下で対話と政治プロセスを開始させるという公約を表明したことを歓迎し、これらの当事者がそれを行なうことを期待し、他の紛争当事者にも同様に行なうよう求め、全ての当事者、とりわけ署名を行っていない団体に対し、対話への準備を完了するよう促す。
- 19 ダルフルールにおける人道活動の促進に関するスーダン政府と国際連合間の共同コミュニケの署名を歓迎し、その完全な履行と、全ての当事者が、国際法の該当する規定に従って、人道援助職員が、完全に、安全そして妨げなく、必要としている全ての人々、とりわけ国内避難民および難民に対し、人道援助物資を届けることを確保するよう呼びかける。
- 20 とりわけ再建と発展、IDPの自分たちの村への帰還、補償および適切

な安全措置への準備を終了させることを含む、ダルフルの民衆に平和の配当をもたらすであろう開発イニシアチブに対し、適切に焦点を当てる必要性を強調する。

21 事務総長に対し、本決議採択後、90日ごとを超えない日に以下の事項に関する進捗状況を、何らかの支障が生じた場合には必要に応じて即座に安保理に報告を行うことを要請する。

(a) 軽量および重量支援パッケージおよび UNAMID の履行、

(b) ダルフルにおける人道活動の促進に関するスーダン政府と国際連合間の共同コミュニケの履行、

(c) 政治プロセス、

(d) ダルフル和平合意の履行および、当事者が関連合意に基づく国際義務と公約に応じること。

(e) 停戦およびダルフル民衆の状況。

22 ダルフルにおける紛争当事者に対し、関連合意に基づく国際義務と公約、本決議および関連理事会決議を遂行することを要求する。

23 東部チャドおよび北東中央アフリカ地域の民間人の安全を改善する必要性を詳細にした、2006年12月22日(S/2006/1019)および2007年2月23日(S/2007/97)の事務総長報告書を想起し、この努力を支持する安保理の準備ができていることを表明し、事務総長に対し、事務総長とチャドおよび CAR 政府との最近の協議について報告することを期待する。

24 ダルフルにおける状況を著しく改善させ、それ故安保理が、当然の成り行きとして且つ適切に審議し、また、事務総長およびアフリカ連合議長の諸勧告、UNAMID の規模の縮小および終了を考慮するという、安保理の決意を強調する。

25 この問題に引き続き取り組むことを決定する。